

岩手県監査委員告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年8月31日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	平成30年7月19日	寺沢 剛

2 監査の結果 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 賃料相当損害金及び私用電気料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、286,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 県営住宅の家賃及び駐車場利用料の収納に当たり、過誤納された家賃等を還付していないものが27件、131,957円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 県営住宅退去に伴う敷金の還付に当たり、退去完了検査後相当期間経過してから支出しているものが3件、147,321円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 補助金の交付に当たり、補助金交付申請書受理後相当期間経過してから交付決定しているものが5件、27,363,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。